

「まちづくり」に関わる公共図書館の役割

細野 雅久

1998年に「中心市街地における市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進に関する法律」「大規模小売店舗立地法」「都市計画法の改正」からなる「まちづくり三法」が制定された。また、2014年には第二次安倍内閣で閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が制定された。そのような状況の中で、各地方自治体はまちづくりに関するさまざまな計画を策定・実施している。その中には公共図書館に関する施策を地域活性化政策に取り入れる地方自治体も少なくない。このように、まちづくりに関する動きが全国的に進む中で、日本図書館協会では2017年に「自治体総合計画等における図書館政策の位置づけについて」という質問紙調査を行い、その結果1,049自治体のうち497自治体、事業として597事業でまちづくりや地域振興に役立つ目的で事業を行っているという回答があったと公表した。

しかし、「まちづくりや地域振興に役立つ」目的の事業とは具体的にどのような事業を指すのか、明確な定義がされていないため、糸賀による先行研究では“「まちづくりや地域振興に役立つ」の受け止め方には相当な幅があったと考える方が良さそうである”と述べられている。このような背景から、“まちづくりや地域振興に役立つ”という言葉の意味を明確にし、図書館が「まちづくり」に果たすことができる役割を明らかにすることを研究目的とした。

研究方法として、日本図書館協会の質問紙調査に回答した図書館のうち、「まちづくり」に分類された事業を行っている205自治体を対象に、各自治体のホームページに掲載されている「総合計画」「中心市街地活性化基本計画」「総合戦略」の3つの自治体計画を調べ、事業内容や評価指標を調べた。

調査の結果、各自治体によるまちづくりに関する計画では「生涯教育」や「ひとの創生」に該当する施策に図書館が関わっていることが多く、地方自治体はまちづくりに期待する図書館の役割として、そういった分野での貢献を期待していることが分かった。また、「まちづくり」に分類された事業を行っている図書館が今回の調査対象であったものの、「まちの創生」に該当する施策は「ひとの創生」と比較して数が少なかった。

本研究では、自治体が図書館を用いたまちづくりにどのような役割を求めているか明らかになったと考えられる。5ヵ年計画である地方版総合戦略が今後終了するため、現在「ひとの創生」の分野で扱われてきた図書館事業がどのように評価され、今後のまちづくり計画で図書館がどのように扱われるか注目する必要がある。また、本研究では図書館側がまちづくりに対してどのような意識を持ち、どういった事業を行っているかは調査できなかったため、その点は今後の課題としたい。

(指導教員 池内淳)